

焼津市郵便用封筒広告掲載運用基準

平成22年12月3日制定

(趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、焼津市が管理する郵便用封筒（以下「封筒」という。）を使用した広告の掲載に関して必要な事項を定める。

(広告の基準)

第2 広告は、要綱第3条各号及び第4条第1項各号に掲げるもののほか、市税を滞納している者は認めない。

(広告の種類、規格・表示色、掲載面、募集枠、作成枚数及び掲載料)

第3 広告の種類、規格・表示色等及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種類	規格・表示色	掲載面	募集枠	作成枚数	掲載料
長形3号封筒（市内）	縦40mm×横95mm 単色	裏面	4枠	4万枚	16,800円
角型2号封筒		表面	4枠	2万枚	12,000円

(1) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。

(2) 広告を掲載するに当たり、次の文章を表示する。

「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。」

(広告の掲載期間)

第4 広告の掲載期間は、当初に作成した封筒の在庫がなくなるまでとする。

(広告の募集方法)

第5 広告の募集は、広報やいつ又は焼津市ホームページにより行うものとする。

(記載の申込み)

第6 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、焼津市郵便用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

(1) 掲載する広告の内容を写した原稿

(2) 同意書（第2号様式）

(広告の選定方法)

- 第7 掲載する広告は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て決定するものとする。
- 2 申し込みの件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。
 - 3 掲載位置(枠順)においては、同様に抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8 市長は、広告の掲載の申し込みがあったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定し、焼津市郵便用封筒広告決定通知書(第3号様式)により申込者へ通知するものとする。

(掲載の実施の手続等)

- 第9 掲載者は、焼津市郵便用封筒広告決定通知書(第3号様式)に記載された納付期限までに、掲載料を一括納付しなければならない。
- 2 市長は、掲載者と内容確認の上、提出された原稿により封筒に掲載することとする。
 - 3 その他手続き等については、要綱第7条の定めるところによる。

(補則)

その他広告の掲載に関し疑義が生じたときは、その都度協議し決定するものとする。

附則この運用基準は、制定の日から施行する。

附則この運用基準は、平成23年6月22日から施行する。

附則この運用基準は、平成28年7月1日から施行する。

附則この運用基準は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式

焼津市郵便用封筒広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所(所在地)

氏名(名称)

申込者

電話番号

E-mail

担当者氏名

焼津市郵便用封筒広告掲載運用基準第6条の規定に基づき、原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。なお、申込みにつきましては、焼津市広告掲載要綱を遵守します。

記

1 広告媒体

焼津市郵便用封筒 長形3号 角型2号

2 広告内容

添付原稿のとおり

第2号様式

同 意 書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所 (所在地) _____

氏名 (名称) _____

焼津市郵便用封筒広告掲載申込書の提出にあたり、焼津市長が私の市税及び国民健康保険税の納付状況について調査を行うことに同意します。

第3号様式

焼津市郵便用封筒広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

焼津市長 中野 弘道

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、

下記のとおり決定したので通知します。

- 記
- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由
 - 2 広告の内容 別紙のとおり
 - 3 広告掲載料 金 _____ 円
 - 4 納付期限 令和 年 月 日 (別紙納付書にて)
 - 5 その他 (条件)
封筒の発行は令和 年 月初旬を予定しています。